

—また、のっているじやないか。気をつけたまえ、君
と代表から注意をうけるようになった。しまいには代表から両省で嚴重調査するよう令があつて主計局次長に連絡した。主計局次長からは「調査したが大蔵省からは出ていない」と返事があつた。外務事務当局からは、むろん出ていなかった。やむなく条約局長は代表に—外務省からは出ていない。大蔵省は大蔵省からは出ていないという。しかし、新聞には外務省作成の和文がのる。やむをえない、当初の約束どおり外務省責任者を処分していただきたい。と申しでた。処分はなににもなされなかつた。

年がかわつて1954年の秋、吉田総理は欧米公式訪問の途上フランスに來られた。同行した記者団のなかに「朝日」の記者がいた。熟知の仲であつた。パリで総理一行を迎えた筆者は、あるとき、この友人記者にこつそりこの行政協定テキストスクーブ一件をもちだし「どうして入手できたか」をただした。友人は、商売上の機密で新聞記者として口外すべき事柄ではないが、折角の御依頼だから、と前置して一部始終を打ちあげてくれた。そしてこの友人記者は「どんな書類であつても閣僚の手に渡つたなら必ず取つてみせる自信がある」と断言しそれがどうして可能であるかを説明してくれた。

そうだったか。そんなものか、とわたくしは感じいった。

「朝日」は問題のテキストを池田蔵相から手にいれていたのであつた。

第二章 各説

第一節 1951年2月の行政協定案の再検討

第一次日米交渉において1951年2月6日先方から行政協定案—當時は「集團的防衛のため締結した協定の規定を実施するためのアメリカ合衆国および日本国間行政協定案」なるタイトルが付せられていた—の提

示があり、同日にわが方からオブザベーションを提出し、8日先方から協定の補追の申し出がある等の経緯を経て、一応、行政協定案をえ、9日、井口・アリソン間に他の4つの文書とつしよにイニシアルされたことは、本調書IV巻で説明したとおりである。

イニシアルされた行政協定案の原文と訳文は、同調書付録45として同書pp.243~262に収録してある。

この行政協定案の事務当局による検討の結果、1951年3月16日、すなわち第1次交渉と第2次交渉の中間で、わが方からさらに意見および要請を提出したことは、本調書V巻で説明したところである。わが方の意見および要請の和文と英文は、同調書付録11として同書pp.130~140に収録してある。この文書のⅢの部分の行政協定案に係る。

その後サン・フランシスコ平和会議まで双方とも平和条約と安全保障条約の確定に忙殺され、行政協定案の交渉は会議後に持ち越された。したがつて、平和条約・安全保障条約の国会審議—第12臨時国会は1951年10月10日開会・11月18日両条約可決—に當つて総理は「安全保障条約の実施のために必要な細目は、今後日米両政府間に交渉して取結ばれることになっております。その内容は将来決定されるところであつて、国会に対しては交渉が成立し所要の予算または法案の審議を求める等の機会においてその内容は充分説明をいたします」と説明すると同時に事務当局は国会の審議・質問に備えてあらためて協定案の内容を検討して「行政協定の解説」（1951年10月1日付）を草したりした。その結果、事務当局が協定案の駐軍協定の色彩が強く集團安全保障体制下の外国軍隊の駐留の条件を規定するものとしては不適當であるとの感をふかめ同案をどうかして「廃案」—「殺す」といつていた—にしようと思ひひそかに決したことは、前章で述べたとおりである。

1951年10月1日付の「行政協定の解説」は付録18に収録してある。

平和条約および安全保障条約の国会審議が終了し行政協定に関する日米交渉の再開に臨むことになった事務当局は、一方では、協定案を「殺す」ためにはわが方から代案を提出するのが一番であると考えて早くから代案の起草にとりかかると同時に、他方では、わが方の希望が通らないで既存の協定案を基礎に交渉することになる場合に備えて協定案を再検討してわが方の修正意見を取りまとめた。修正意見は、第1次案が1952年1月17日付、第2次案が1月23日付である。これらの研究成果は、しかし、協定案が「殺された」ので、利用されないで終わった。

この調書には、協定案再検討の結果作成された1952年1月23日付第2次案を付録19として収録しておいた。

第二節 1951年11月27日のわが新協定案提出

1951年6月19日北大西洋加盟国間に締結された軍隊の地位に関する協定を模範として事務当局一西村と藤崎の兩人一は新たに在日米軍の地位に関する協定案を起草した。協定案は18箇条から成り付属書が一つついていた。協定は批准を要するものとされた。この協定案に盛られない事項が安全保障条約第3条の予見する行政協定に規定されるわけである。

平和条約と安全保障条約の国会審議がほぼ終わったころ、国務省の本件担当官ラスク次官補が来日した。この機会に、11月27日、帝国ホテルでわが協定案はラスク次官補および同席のシーボルト大使・ウィリアムズ少将・ハンプレム准将に各一部宛手交された。

先方に交付した文書は

On the Implementation of the Security Treaty—Specially
with reference to the Legal Status of the Garrison Troops—
Agreement between U.S. and Japan regarding the Legal

Status of the United States Forces in Japan

Concerning Bombing and Gunnery Ranges and other Maneuver
Grounds to be furnished for the use of United States Forces

の3箇条から成る。原文は、下記のとおりである。(和文は作成しなかった)。